

くらしの情報ページ

さつま町役場 ☎0996-53-1111

町民課 町民係 内線2125

■年金相談

年金資格や受給手続きなどについての『年金相談所』を開設します。

相談には、川内社会保険事務所の職員が応じますので、質問や相談などがありましたら、年金手帳・年金証書・印鑑などを持ってお越しください。

日時 12月21日(金)
午前10時から午後3時

場所 宮之城ひまわり館『たすけあい室』

■川内社会保険事務所における年金相談

川内社会保険事務所では、次の日程で年金相談窓口の時間延長・休日開庁を実施します。ぜひ、この機会にご自身の年金についてご相談ください。

12月 3日, 10日, 17日(月)

午前8時30分~午後7時

12月25日(火) 午前8時30分~午後7時

12月 8日(土) 午前9時30分~午後4時

その他の平日は午前8時30分~午後5時15分までの受付です。

問い合わせ先 川内社会保険事務所
☎22-5276

■国民年金保険料の強制徴収

社会保険事務所では、納付期限を過ぎても保険料が納められない場合は、社会保険事務所職員の自宅訪問や電話、文書による納付督促を行っています。

保険料の未納は公平性の点で問題があるだけでなく、世代間扶養を前提とした国民年金制度の運営に多大な支障をきたします。

このため、十分な所得がありながら納付督促などに応じない方に対して所定の手続きを踏まえ、強制徴収を行っています。

1. 納付督促の実施

電話納付督促、文書(催告状)による督促、自宅訪問による督促及び呼出納付相談(集合徴収)などによる納付案内

2. 最終催告状の発送

滞納処分の手続き前に、自主納付を促す最後の通知

3. 督促状の発送

督促指定期限までに保険料が納入されない場合は、社会保険事務所が差押可能財産の調査に着手します。

4. 差押予告の発送

差押を実行する前の最終通告

5. 財産差押

未納者の財産の差押・換価を行い、未納保険料及び延滞金に充てます。

督促指定期限までに保険料の納入がない場合は、保険料納付期限に遡り年利14.6%の延滞金が加算されます。

税務課 収納第1係 内線2113

■今月の納税について

固定資産税 第4期

【納期限 12月25日】

納税は便利で確実な口座振替制度をご利用ください。

税務課 町民税係 内線2111・2112

■営業・農業・不動産所得の申告について

営業・農業・不動産所得の計算は、収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を算出する収支計算による申告です。

事前に各所得ごとの『収支内訳書』などの用紙を送付しますので、詳しく記入し、証明書や領収書などと一緒にきちんと保管し、申告時にご持参くださるようお願いいたします。

なお、宮之城地区にお住まいの方についても、今年度から各町民税申告会場で確定申告についても受け付けます。鶴田・薩摩地区については、従来どおり受け付けます。

収支計算などがきちんとされていないと確定申告ができない場合がありますので、ご注意ください。

申告受付日程については1月にお知らせします。

収支計算は税金の申告のみならずご自分の経営の実態を把握する上でも非常に大切です。

税務課 資産税係 内線2115

■償却資産の申告について

固定資産税は、土地・家屋のほか町内に所有している償却資産(事業用資産)についても課税の対象になります。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の状況を1月31日までに申告してください。

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品などの固定資産を償却資産といいます。

環境課 業務第2係 内線2613・2614

■年末の大そうじはお早めに!

今年も残りわずかとなり、各家庭では年末の大そうじの時期となりました。

例年この時期には、大そうじなどに伴って大量のごみが出されることからクリーンセンターを特別開場します。

年末は特別開場を問わず、平常日でも来場者が多く、自動車の渋滞が予想されますので時間にゆとりをもってお越しになるか、年末を避けなるべく早い時期にお持ち込み下さい。

特別開場日

12月16日(日) 可燃, 不燃, 資源

12月23日(日) 可燃, 不燃, 資源

12月29日(土) 可燃ごみのみ

12月30日(日) 可燃ごみのみ

いずれも午前8時30分~午後3時まで

12月29日, 30日は可燃ごみだけの搬入となりますので、不燃・粗大ごみ及び資源ごみは持ち込みできません。

特別収集日

・12月24日(月)のごみ収集は可燃ごみのみを行い、不燃ごみの収集はしません。

また、町民の皆さんのクリーンセンターへの一般搬入もできません。

・新年のクリーンセンターへの一般搬入及びごみ収集は1月4日からとなります。

また、1月7日(月)は、通常通りごみ収集を行います。可燃ごみのみとなります。不燃ごみの収集はしませんので、不燃ごみ収集地区になっているところは、お間違いのないようお願いいたします。

消防本部 ☎52-0119

■消防車等の緊急走行にご協力を

災害の通報を受けたとき、直ちに消防車や救急車などが出動し、いち早く災害現場へ到着して活動を開始することにより、被害の軽減につながり、被災者の身体や生命、財産を救うこととなります。

そのため、消防車や救急車などは、サイレンを鳴らして赤色警光灯を回転させることにより、赤信号の交差点にも進入できるなどの優先通行権が道路交通法で定められています。

しかし、この優先通行権は、他の車両の運転者が路肩への停車などの協力があってこそ成り立つものです。実際当消防本部でも緊急走行時、赤信号の交差点に進入する際に、一時停止したあと進入しようとしたところ、右側から来る車両と衝突しそうになったという事例があります。

そこで、消防車や救急車が近づいたとき、次の点にご協力ください。

1. 一般車両は周囲の状況に配慮しながら、速やかに進路を譲ってください。
2. 交差点付近では、交差点を避け、道路の左側に寄って一時停止してください。
3. 狭い道路などで停車する場合には、通行に支障がないようにしてください。

緊急車両が接近してきたら、運転者の方に早めに道を譲っていただくことが、災害の被害軽減の大きな助けとなります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

■10月の火災・救急情報

○救急

◆出勤件数 83件

◆運んだ人 80人

◆内訳

急病 44件41人

交通事故 5件5人

その他 34件34人

○火災

◆発生件数 0件

広報紙、町ホームページに 広告を掲載してみませんか

○広告掲載料

・広報さつま 1枠(縦6.0cm×横8.5cm) 1万円

・町ホームページ
(行政サイト) 1月 8,000円

・てんがらなび
(住民交流サイト) 1月 5,000円

詳しくは、町ホームページをご覧ください。
<http://www.satsuma-net.jp/>